倉吉市から物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童１人につき３万円を１回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

この案内が郵送された方は原則**申請は不要**です。
希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和８年２月１８日までにホームページにある届出書をこども家庭センター窓口までご提出ください。
注）**申請が必要な方は裏面「６」をご覧ください。**

倉吉市

①手当のご案内を送付します。 →

②希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ届出書をご提出ください。 ←

③児童手当受給口座等へ振り込みます。 →

子育て世帯

申請が必要な方

注）裏面の「６」の方は申請書を提出ください。

１．うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

（１）令和７年９月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和７年9月に出生した児童については10月分）

（２）令和７年10月１日から令和８年３月31日までに出生した児童

２．だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（１）の児童手当受給者
上記（２）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

３．いくらもらえるの？【支給額】

倉吉市では重点支援地方交付金を活用して1万円を上乗せし、対象児童１人につき**３万円（１回限り）**を支給します。

４．いつもらえるの？【支給時期】

この案内が郵送された方は**２月27日の支給を予定**しています。３月９日以降になっても入金の確認ができなかった場合はこども家庭センターまでお問い合わせください。**注）裏面「6」の方については申請を受付後、３月より順次支給します。**

裏面に続きます。必ずご確認ください！

５．どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（１）児童手当受給者

児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。

（２）申請を行った保護者（「６」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和８年３月31日までに必ずこども家庭センターにご連絡ください。

６．申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は原則申請が必要です。

・令和７年10月１日から令和８年３月31日までに出生した児童の保護者
・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
・10月１日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

７．こんなときはどうなるの？

■引っ越した場合はどうなりますか？

９月分（令和７年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ＤＶ被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができます。手続きされていない方は、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、所属長から交付される申請書（「公務員児童手当受給状況証明欄」に記載があるもの）を提出してください。

お問い合わせ先（ 倉吉市役所）

こども家庭センター
電話：**０８５８（２２）８２２０**
（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁　コールセンター
電話：**０１２０－２５２－０７１**
（受付時間：平日9:00～18:00）

「物価高対応子育て応援手当」に関する
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに倉吉市から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに倉吉市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。